

2025年4月1日
現勢2,606名
前月比 -1名
2,652名(1/1付)



発行所
東京土建一般労働組合
小平東村山支部
小平市仲町381番地
電話 042-342-2846
FAX 042-342-2848
発行人 染矢 憲広

第三次・担い手三法で 賃金・単価を引き上げよう

一昨年から「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」に取り組み、全国で約119万筆を集め、国会へ提出。仲間の力で、「第三次・担い手三法」が成立し、一部はすでに施行されています。今回は、「第三次・担い手三法」の全体像と施行された内容について記します。

署名から法案成立

2023年11月から、全国規模で100万人署名を開始。東京土建全体では、目標20万筆に対し、約24万筆を集め、全案が成立しました。

担い手三法と背景

そもそも「担い手三法」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」、「建設業法」の3つの法律を「担い手三法」と呼び、平成26年から5年ごとに改正が行われてきました。今回の改正（図1参照）では、「入契法」と「建設業法」に仲間の要望が詰め込まれている内容となっており、この機会に学習です。

第三次・担い手三法（令和6年改正）の全体像		
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手三法を改正		
図1 第三次・担い手三法の全体像	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
	処遇改善 - 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 - 能力に応じた処遇 - 多様な人材の雇用管理の改善	- 標準労務費の確保と行き渡り - 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労働者への しわ寄せ防止) スライド条項の適切な活用（変更契約）	資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備 - 休日確保の促進 - 学校との連携・広報 - 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 - 測量資格の柔軟化【測量法改正】	- 工期ダンピング防止の強化 - 工期変更の円滑化
生産性 向上	- ICT活用（データ活用・データ連携） - 新技術の予定価格への反映・活用 - 技術開発の推進	- ICT指針、現場管理の効率化 - 現場技術者の配置合理化
	地域 建設業等 の維持 - 適切な入札条件等による発注 - 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) - 公共工事品質確保法等の改正 - 公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） - 誘導的手法（理念、責務規定） - 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 - 民間工事を含め最低ルールを底上げ（ボトムアップ） - 規制的手法など
地域 における 対応力 強化	公共発注 体制強化 - 発注担当職員の育成 - 広域的な維持管理 - 国からの助言・勧告【入契法改正】	

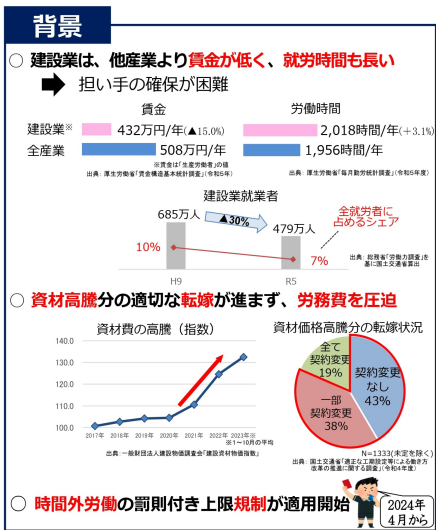
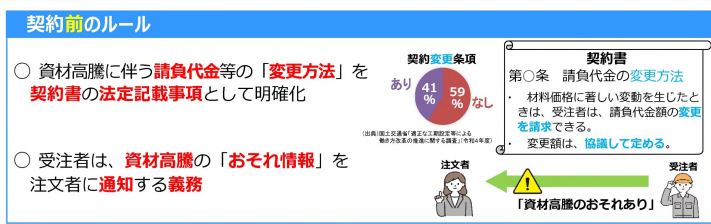


図-2 建設業の現状

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

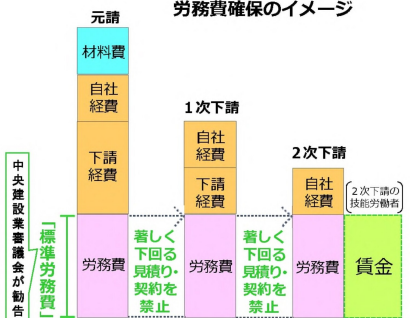
国土交通省



資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

図-4 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止について

図-3 労務費確保について
労務費確保のイメージ



成立した法案の概要

中央建設業審議会が労務費の基準を作成し、基準労務費を著しく下回る見積りを禁止する見積もりを禁止（違反した発注者には勧告・公表）。また、今までは注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならないとしていました。今回の法改正で受注者にも原価割れ契約を禁止しました（図3参照）。

資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止は、契約前のルールとして、資材高騰に伴う請負代金等の変更方法を契約書の法定記載事項として明確化し、そのおそれがある場合は注文者に事前通知する義務が課されました。また、契約後のルールとして、契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる（努力義務）、公共工事（努力義務）、公共工事発注者の場合は協議に応ずる義務を課しました（図4参照）。また、事前通知がなかったことのみで、資材高騰に伴う請負代金等の変更対応をしないという理由にはなりません。

用水路

携帯のトラブルが増えているようです。私も1年くらい前に携帯の番号を変えざるを得なくなりました▼原因はある宅配業の偽サイトをダウロードしてしまっただけです。その後しばらくして、「明日よろしくお願います」とショートメールがあり、何かわからないので無視していたら、「まだですか?」「嘘つき!」「馬鹿野郎!」などのメールが毎日のように入ってきてました。おそらく詐欺メールに電話番号だけ使われている状況だったので、電話を使われていたので、電話番号もいつもの倍くらいになりました。警察にも行きましたが、こちらでは何もできないので携帯会社に相談してくださいとのこと▼仕方なく電話番号を変更したということです。それからはそのようなメールはなくなり、近頃は、プロ野球界でも違法なオンラインカジノが話題になりました。ゲーム感覚で遊んでいたものがいきなり違法だと言われるような恐ろしい世の中です。一人ひとりが自分自身で気を付けてうかつに手を出さないようにしましょう。【二ッ橋・牧田】

2025年4月に小学校及び中学校に入学したお子様が、図書カード5000円を支給します。

対象となる組合員は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、確認資料を添付して所属する群・分会または支部事務所へご提出ください。申請期限は2026年3月までです。申請忘れのないように、早めの提出をお願いします。

いします。
◇確認資料
子の生年月日および組合員との親子関係が確認できる書類
例・組合員と対象となる子の保険証等の写し(※土建国保加入者のみ)・続柄記載の住民票の写しなど

図書カード
5000円分がもらえる!



3月27日(木)に支部会館にて「社会保障のゆがみを正し、保険証を取り戻す! 学習集会」のウェブ学習会に全体237名(支部16名)が参加しました。

今回の講演では、全国保険医団体連合会事務局長・本並省吾さんが「高額療養費制度の改善」と「マイナ保険証の現状」について話をしました。

「高額療養費制度の限度額引き上げは許さない」

「マイナ保険証にメリットなし」

「高額療養費制度の現状」

「マイナ保険証の現状」

では、国民の混乱とともに病院で働く人にも混乱を与えているとのこと。3兆円を超える税金を投



学習集会の様子

19年間お世話になりました ～書記退職挨拶～

この度、3月15日付で退職することになりました。東村山支部時代から約19年間、本当にお世話になりました。思いがたにありがとうございました。

皆様、このからの発展と運動の前進を願うとともに、私も頑張りたいと思います。長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。



書記の時も一緒にやらせていただき、ありがとうございました。また、至らな

組合の共済制度を利用しよう 新入学祝金の申請を忘れずに

図5 働き方改革について

働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典)国土交通省「建設業の生産性向上に関する調査(令和4年度)」

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

より、建設業全体で賃金確保や処遇改善の流れを作り、組織的に交渉していく方が一人当たりの負担も減りますので、情報提供にご協力ください。

勝ち取った経験がある方は支部までご連絡ください。

一人で交渉するよりも、建設業全体で賃金確保や処遇改善の流れを作り、組織的に交渉していく方が一人当たりの負担も減りますので、情報提供にご協力ください。

10分間群会議の 全群開催を目指して 春の仲間づくり

春一番 成果

分会名	成果	目標
花小金井	1	4
小平東	1	5
美園	0	5
一ツ橋	0	4
上宿	4	5
小川	0	5
野火止	5	5
柳瀬	1	4
北山	6	4
南	2	5
事業所等	17	26
合計	37	67

年が明けて旗開きが行われ、春一番の仲間づくりとして、役員づくり行動が行われました。

小平東分会では、2024年度に群長となった仲間へ声掛け、新年度は新たに専門部長を引き受けてもらうことができました。さらに、群会議へ不参加だった組合員を訪ねて群会議への参加を訴えてつながりを生み出し、群会議へ参加、新年度の専門部長を引き受けてもらうことができました。

さらに上宿分会では、群総会を開催。10分間群会議の協力体制について話し合い、新たな担い手が誕生しました。

また、一ツ橋分会では、後継者世代の組合員と支部イベント参加をきっかけに分会ともつながりができ、分会総会へ参加、新たに専門部長を引き受けてもらうことができました。

さらに上宿分会では、群総会を開催。10分間群会議の協力体制について話し合い、新たな担い手が誕生しました。

また、一ツ橋分会では、後継者世代の組合員と支部イベント参加をきっかけに分会ともつながりができ、分会総会へ参加、新たに専門部長を引き受けてもらうことができました。

労働保険年度更新のお知らせ

今年も労働保険(雇用保険・労災保険)の更新時期がやってまいりました。混雑緩和のために、あらかじめ更新日を指定させて頂いておりますので、ご協力をお願いします。

《期間》

4月9・10日、15・18日、22・24日

《受付場所》

支部事務所2階

《受付時間》

いずれも10時～16時まで ※12～13時を除く

◇総合賠償保険・上乗せ労災保険の年度更新も同時に手続きが可能です。

◇トラブル防止のため、お電話・FAX等での更新手続きは致しかねますのでご了承ください。